# 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令 （平成四年大蔵省令第六十九号）

##### １

次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。  
ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

* 一  
  銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第百二十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第百二十一条の八第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百一条第一項において準用する場合を含む。）
* 一の二  
  農林中央金庫法第八十四条第三項
* 一の三  
  農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十八条第二項
* 二  
  信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十五条第二項及び第四十三条第二項
* 三  
  保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十一条第一項（農業協同組合法第九十二条の九第一項、水産業協同組合法第百二十一条の九第一項、中小企業等協同組合法第九条の七の五第一項及び第六十九条の四並びに保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第三十三条の三において準用する場合を含む。）
* 四  
  中小企業等協同組合法第百五条の四第六項
* 五  
  船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十条第三項
* 六  
  損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第十三条第二項
* 七  
  自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の十七第二項において準用する同法第二十三条の二第二項
* 八  
  貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の十第五項、第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項、第四十一条の三十第三項及び第四十一条の五十八第三項
* 九  
  資金決済に関する法律第百二条第一項
* 十  
  資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
* 十一  
  商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三十七条において準用する同法第三十条第二項
* 十二  
  不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十条第二項（同法第五十八条第十項において準用する場合を含む。）
* 十三  
  金融商品取引法第百九十条第一項
* 十四  
  投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）
* 十五  
  信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第四十二条第五項（同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第四項、第八十条第二項及び第八十五条の二十一第三項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の四において準用する場合を含む。）
* 十六  
  担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十条第二項（同法第十六条第三項及び第五十七条第三項において準用する場合を含む。）
* 十七  
  確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百三条第二項において準用する同法第五十一条第二項
* 十八  
  預金保険法第四十六条第二項及び第百三十七条第三項
* 十九  
  農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第四十六条第二項及び第百十七条第三項
* 二十  
  銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十五条第二項
* 二十一  
  犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項（同条第一項の規定による検査のうち同法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）
* 二十二  
  株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項
* 二十三  
  独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第二項
* 二十四  
  沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第二項
* 二十五  
  独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第二項
* 二十六  
  株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第三項
* 二十七  
  株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十八条第三項
* 二十八  
  郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十八条第三項及び第百四十六条第三項
* 二十九  
  独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第二項
* 三十  
  独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第二項
* 三十一  
  犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十六条第三項
* 三十二  
  株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十六条第二項
* 三十三  
  証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二十二条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の二十一第三項
* 三十四  
  株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第四十二条第二項
* 三十五  
  株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第二項
* 三十六  
  奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第二項において準用する独立行政法人通則法第六十四条第二項
* 三十七  
  独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第二項
* 三十八  
  独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第二項
* 三十九  
  独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十五条第二項
* 四十  
  民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第三項

##### ２

金融商品取引法第百九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第百九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

##### ３

金融商品取引法第百九十条第一項の規定により、同法第百八十七条第四号の規定による検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式三による。  
ただし、同法第百九十四条の七第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

##### ４

金融商品取引法第百九十条第一項及び公認会計士法第三十四条の五十一第二項の規定により、金融商品取引法第百八十五条の五の規定による検査及び公認会計士法第三十四条の五十一第一項の規定による検査の際に金融庁の審判官が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式四による。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年五月二六日大蔵省令第五七号）

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

# 附則（平成七年三月二九日大蔵省令第一六号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附則（平成八年二月二九日大蔵省令第六号）

この省令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一〇年三月一〇日大蔵省令第一六号）

この省令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年三月十一日）から施行する。

# 附則（平成一〇年三月一九日大蔵省令第三〇号）

##### １

この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

# 附則（平成一〇年八月三一日総理府・大蔵省令第一三号）

この命令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

# 附則（平成一〇年一一月三〇日総理府・大蔵省令第五二号）

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）

##### １

この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）

##### １

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

#### 第四条（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める総理府令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条の規定による改正後の金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める総理府令第一項第十号の規定の適用については、旧資産流動化法第百五十六条第二項の規定による検査は新資産流動化法第百五十六条第二項の規定による検査とみなす。

# 附則（平成一三年六月二五日内閣府令第六三号）

この府令は、平成十三年七月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一〇月一日内閣府令第八四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年一〇月二九日内閣府令第八七号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一二月二一日内閣府令第九五号）

この府令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の施行の日（平成十四年一月四日）から施行する。

# 附則（平成一四年三月二八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一〇月二一日内閣府令第六七号）

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

# 附則（平成一五年三月二八日内閣府令第二二号）

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二日内閣府令第九号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二七日内閣府令第一〇四号）

この府令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇八号）

#### 第一条

この命令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

# 附則（平成一七年二月一六日内閣府令第六号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年六月一六日内閣府令第七五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年一一月三〇日内閣府令第一〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十七年十二月一日から施行する。

# 附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）

#### 第一条（施行期日）

この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年四月二六日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、会社法の施行の日から施行する。

# 附則（平成一九年三月一三日内閣府令第二一号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年三月二六日内閣府令第二三号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年七月一三日内閣府令第四九号）

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

# 附則（平成一九年八月八日内閣府令第六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成一九年九月二七日内閣府令第七四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

# 附則（平成一九年一一月七日内閣府令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  第二条の規定（貸金業法施行規則第十条の八の三第一号及び第二十六条の二十四第一項第一号ロの改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第二十一条、第二十八条及び第三十三条の規定  
    
    
  改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第四条及び第六条において「第三号施行日」という。）

# 附則（平成一九年一二月七日内閣府令第八四号）

この府令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附則（平成一九年一二月一四日内閣府令第八六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年一月四日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成二〇年二月一三日内閣府令第五号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年六月六日内閣府令第三七号）

この府令は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の施行の日（平成二十年六月二十一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年八月二九日内閣府令第五一号）

この府令は、信用保証協会法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十号）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月五日内閣府令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

#### 第二十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二一年六月二六日内閣府令第三六号）

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日から施行する。

# 附則（平成二一年一二月二四日内閣府令第七六号）

この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年一二月二八日内閣府令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二二年三月一日内閣府令第七号）

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年五月一九日内閣府令第二七号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# 附則（平成二二年九月二一日内閣府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一二月二七日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二三年五月一三日内閣府令第二二号）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成二三年一一月二八日内閣府令第六四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月二六日内閣府令第一〇号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年三月二六日内閣府令第一一号）

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年六月一日内閣府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年三月一五日内閣府令第七号）

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

# 附則（平成二五年一二月一一日内閣府令第七三号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

# 附則（平成二六年三月五日内閣府令第一五号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

# 附則（平成二六年三月三一日内閣府令第三二号）

この府令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年九月三〇日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附則（平成二八年九月三〇日内閣府令第六一号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年二月一七日内閣府令第三号）

この府令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二四日内閣府令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年一一月三〇日内閣府令第五一号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。